

第 5 回検討会議での主な指摘事項（ポイント）

1. 総合対策の必要性について

- 改めて制度整備・環境整備が必要だと感じた。海賊版サイトか否か判断しやすくする組織の設置、フィルタリングの強化、DNS ブロックキングの回避策を封じる OP53B の採用、パブリック DNS へのブロックキングの要請、ブロックキング回避策として使われるアプリへの規制、アクセス警告方式等、どれも重要。
- 各委員から発表のあった対策や提案は納得の行くものだったが、それらだけでは限界があるということが示されていた。海賊版サイトへの広告出稿抑制については（業界団体に加盟していない）アウトサイダーがいること、海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制も、トップページが削除されないこと、フィルタリングは実装率の低さ等から、限界がある。

2. 協調体制の必要性について

- ACTIVE 方式はマルウェア対策として ISP が実施しているもの。OP53B も ISP 事業者が実施するもの。ISP 事業者、権利者、関係者が力を合わせないと海賊版対策は進められない。今後、どういう方向に議論が集約するにせよ、協調体制は必要になる。
- これまでは CODA が海賊版サイトの検知やリスト作成を行ってきたと認識している。

3. アクセス警告方式について

- アクセス警告方式は、対策のメニューを広げられるし、法改正も不要であり、意義のある提案。しかし、通信の秘密を侵害する懸念は無くなる一方、海賊版サイトを見たい人は警告が表示されてもオプトアウトできてしまう。
- オプトアウトされてしまうとアクセス制限はできないが、全体の 8 割のユーザーの閲覧を抑制できれば良いということであれば、包括同意によるフィルタリングでも良いのではないかな。
- アクセス警告方式の実施に当たって、静止画ダウンロードの違法化は必要ではないのではないかな。仮に静止画ダウンロードを違法化したとしても、閲覧すること自体は適法にできてしまう。
- 静止画のダウンロード違法化は必須ではなく、あった方が良いのではないかなという程度のこと。
- アクセス警告方式については、費用がかかるので諸手を挙げて賛成という訳にはいかないが、検討の余地はある。

4. ブロッキングに係る法制度整備について

- アクセス警告方式は有意義な提案だが、同意を前提にするのだから、どうしても抜けがある。したがって、ブロッキングはやはり必要。
- Anitube や Miomio については、（4月の緊急対策の前に通常の方法で）手を尽くしたが、それでも抑え込むのは難しかった。そういったあらゆる手を尽くしても対処できないサイトに限ってブロッキングを求めるべき。
- 今まで ISP 事業者はユーザーを守る立場だったのに、ブロッキングによりユーザーを監視する立場になってしまうのであれば残念。
- インターネットの技術が理解されていない。参考人から「止血が必要」と説明があったが、ブロッキングは足から出血しているのに心臓手術するようなもの。それが理解されないまま話が進んでいることは遺憾。
- DNS ブロッキングの運用については、相当慎重に行う必要がある。
- 韓国のマンガ市場は、日本のマンガ市場と比べて、紙媒体は 1/6、電子配信は 1/2 であり、電子配信がかなり進んでいる。韓国では海賊版サイトに対してブロッキングが行われている。海外だとブロッキングにより 6～8 割ほどアクセスが減少している。韓国ではブロッキングまで 1 カ月もかかるのは問題だと言われている。
- このままでは日本のマンガは法制度の不備のために国際競争力を失いかねない。出版社としても正規版の流通促進を今後拡大していくので、ブロッキングに係る法制度整備を行ってほしい。
- アクセス遮断は海賊版サイト対策としての効果が薄いという意見があるが、本日の出版広報センター調査資料を見ると、ブロッキングを導入した各国における客観的なデータによれば、ブロッキングの対象となった海賊版サイトへのアクセスが 6～8 割減少したことが確認されており、また、海賊版サイトによる正規版コンテンツの売上への悪影響や、最近の新たな海賊版サイトへのアクセスが増えつつあること等もデータで示されている。エビデンスを重視した議論をすべき。
- 45 カ国で導入されているアクセス遮断について、なぜ通信の秘密の議論が日本以外では見られないのか、やはり疑念は残る。こうしたことを踏まえた上で、総合的な対策パッケージの議論を進めていくべき。
- インターネットの自由とそれに対する規制というが、それを前提に利益衡量を行うのがこの会議である。いたずらに対立軸を立てるのではなく、前向きに議論する必要がある。

5. パブリック DNS について

- パブリック DNS もブロッキングの対象として請求できるようにしてほしい。
- OP25B は簡単に導入できた訳ではなく、サポートを含めて様々な調整が1~2年必要だった。OP53B により DNS から正しい IP アドレスを参照できなくなるのは、インターネットが使えなくなるということであり、インターネットの破壊だ。
- パブリック DNS は、Google や Gloudflare だけでなく、もっと他にもあるし、そもそも事業者でなくて個人でも簡単にパブリック DNS を提供することができる。

6. 緊急対策について

- 今後、緊急対策に基づくブロッキングをすべきでない。
- 司法判断を前提にブロッキングの議論をしているのだから、緊急対策に基づくブロッキングすべきでないとは決議しても良いのではないか。
- 漫画村、Anitube、Miomio の 3 サイトの活動はいったん沈静化したが、その後、今日も新たな海賊版サイトが活発化しつつあるとの報告があったように、さらに状況は変わっていることを踏まえるべき。
- 本検討会議は決定機関ではない。ここで決議を取ろうとしても意見が割れているし、この議論に時間を費やすのはメリットが少ない。議事録にテイクノートするに止め、中間まとめを作る際、緊急対策に基づくブロッキングをすべきでないとの提案をどう書き込むか検討すれば良い。
- 中間まとめに書けば良いということではない。
- 本検討会議は、閣僚の出席する会議で決定された緊急対策についての良し悪しを評価する場ではない。

7. 信書の秘密について

- 信書の秘密について、郵便法第 12 条の郵便禁制品の中には、頒布禁止品（「法令に基づき移動又は頒布を禁止された物」）が含まれており、著作権の侵害物品は郵便禁制品の対象になる。これらの郵便物には通常、宛名があり、信書を含んでいる可能性がある。宛名が見られる信書を含む郵便物一般の内容について質問し、それに答えない場合は郵送を拒む。このことは信書の秘密を侵害しない。しかし、悪質な海賊版サイトへのアクセスを機械的に読み取ってアクセスに協力しないことは通信の秘密を侵害する。これが果たして社会に対して説得力があるか疑問。

(以上)